

JA共済連のごあんない

# 2017

INFORMATION

ひと・いえ・くるまの総合保障



Information

# 農業を母に。 助け合いを父に。

私たちJA共済の成り立ちと使命。

それは、すべての産業の出発点である農業を母に、  
人類普遍の道徳性のひとつである助け合いの理念を父とし、  
地域に生きる一人ひとりの組合員の皆さまとともに、  
一つひとつの暮らしの安心や幸せを追求することです。  
そして、すでに半世紀以上にわたるJA共済の歴史は、  
組合員の皆さまとJA共済との深い絆の歴史でもあります。  
時代や社会がどれだけ変わっても、その絆が変わることはありません。  
これからも、地域の皆さまとともに、  
暮らしの安心や幸せを追求していく、ひたむきに絆を深めていく。  
農業を母に、助け合いを父に持つ、私たちだからこそ  
いまそのことにますますの誇りを持ちたいと思うのです。

ずっとつづく、絆をつくろう。



## JA共済事業の使命

- 一、JA共済は、農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供します。
- 一、JA共済は、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。
- 一、JA共済は、事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

## JA共済連の概要 (平成29年3月末現在)

名称	全国共済農業協同組合連合会(略称:全共連 / 愛称:JA共済連)	
創立	昭和26年(1951年)1月31日	
所在地	〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル TEL.03-5215-9100(代表)	
会員数	797会員(正会員749、准会員48) ※正会員の内訳は、JA 660、県信連 32、県経済連 8、県厚生連 33、 その他連合会 14、全国連 2	
総代定数	210 都道府県の区域ごとに正会員たるJAおよび連合会から選挙される 総代定数 208、正会員たる全国連から選挙される総代定数 2	
役員数	経営管理委員 23名、監事 5名、理事 10名(平成29年7月26日現在)	
職員数	6,127名 一般職員：男子 3,911名、女子 1,436名 常勤嘱託：780名	

資産状況	総資産	57兆 7,651億円
負債状況	共済契約準備金	52兆 8,916億円
純資産状況	出資金	7,567億円
保有契約高	生命総合共済	125兆 1,982億円
	建物更生共済	142兆 202億円



JAマークの大きな三角形は「自然」「大地」、小さな三角形は「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」、さらには協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

## INDEX

トップメッセージ	2
JA共済について(協同組合、JAグループの一員として)	4
事業活動のご報告(平成28年度の事業トピックス)	6

### 2016年度の業績

10

事業概況	10
資産・負債等の状況	12
収支の状況	13
健全性を表す指標	14

### 事業活動

16

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供	16
農業者の皆さまへの取り組み	20
ご契約締結までの手続き	22
ご契約期間中の情報提供	25
共済金の請求	26
サポート体制	28
国内外の協同組合と連携した取り組み	30

### 地域貢献活動

31

地域貢献活動への取り組み	31
健康管理・増進活動	32
災害救援／復興支援	34
交通事故対策活動	35
文化支援／環境保全活動	38
各都道府県本部独自の地域貢献活動	39

JA共済Q&A	40
---------	----

## JA共済の事業展開の基本的考え方

JA共済は、JAとJA共済連の一体的な事業運営を強固にしつつ、将来にわたって、事業環境の変化に適切に対応した事業活動を展開することにより、組合員・利用者の皆さまの暮らしを守り、農業と地域社会づくりに貢献し続けていきます。

### 平成28年度から30年度 JA共済3か年計画

#### スローガン

## “地域に広げる助け合いの心

～暮らしと営農を支えるJA共済～”

#### < 基本方向 >

- |                             |                              |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1 組合員・利用者との関係強化の徹底と新たな仲間づくり | 2 事業の効率化の促進と永続的な保障提供に向けた態勢整備 |
|-----------------------------|------------------------------|

#### < 重点取組事項 >

- |                             |                                  |                           |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 1 磐石な事業基盤の確保に向けた共済事業実施態勢の強化 | 2 共済事業としての地域活性化・農業経営に貢献する取り組みの強化 | 3 連合会改革の実践と永続的な健全性・信頼性の確保 |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------|

JA共済連のごあんない 2017 2017年8月発行  
全国共済農業協同組合連合会  
編集担当：調査広報部事業広報グループ



# 農業協同組合が理念とする『相互扶助』をもっと安心、もっと信頼されるJA共済をめざし

## 刊行のごあいさつ

日頃よりJA共済事業をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

JA共済は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という「相互扶助(助け合い)」を事業理念に、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざした取り組みを行っています。

このたび、私どもの経営方針、事業概況、財務状況などを皆さまにわかりやすくお知らせするために、「JA共済連のごあんない2017」を作成いたしました。

本誌をご覧いただき、JA共済事業に対する一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## はじめに

平成29年の九州北部豪雨により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

JA共済連では、JA共済事業の使命を果たし、被災地域の日も早い復旧・復興のお役に立てるよう、引き続き事業の総力をあげて取り組んでまいります。



経営管理委員会会長 市村 幸太郎

代表理事理事長 柳井 二三夫

# 事業活動の原点に、 ていきます。

## 取り巻く環境

日本の農業は、農業就業人口の減少や高齢化の進行、集落営農や法人経営体の増加など、その構造が変化しています。

このようななか、平成28年4月には一連の農協改革の動きを受けるかたちで、改正農協法(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律)が施行され、また同年11月、政府は農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成時期の1年前倒しや生産物資材価格形成の仕組みの見直し等を盛り込む内容の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂しました。

JAグループでは、平成27年10月の第27回JA全国

大会において決議した「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けた取り組みを進めており、平成28年9月には、「『魅力増す農業・農村』の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」を策定し、営農・経済事業の強化等を中心とした自己改革の具体的な取り組みを進めています。

また、アメリカのTPP(環太平洋連携協定)離脱や日欧EPA(経済連携協定)への対応などについても、引き続き動向を注視し、JAグループ一体となった取り組みを進めてまいります。

## 平成28年度の事業概況

平成28年度は、「地域に広げる助け合いの心」〜くらしと営農を支えるJA共済〜をスローガンに掲げた3か年計画の初年度として、「磐石な事業基盤の確保に向けた共済事業実施態勢の強化」「共済事業としての地域活性化・農業経営に貢献する取り組みの強化」「連合会改革の実践と持続的な健全性・信頼性の確保」に取り組みました。

具体的には、JAの支所・支店ごとにそれぞれの地域特性にあわせた「エリア戦略」を実践することで、地域に密着したきめ細かな普及推進活動を展開するとともに、平成28年4月よりタブレット型端末機(Lablet's)を活用した

生命総合共済の新契約申込手続きのペーパーレス化、キャッシュレス化を進めることで、ご契約者さまへのさらなる利便性向上とJAの事務負担軽減に取り組みました。

また、事業機能の強化に向けた連合会の組織再編にも取り組んでおり、平成27年10月までに生命査定機能を、平成28年10月までに引受審査機能を全国8か所の業務センターへ集約し、県域を越えた連合会機能の再編に取り組むとともに、自動車損害調査業務においても、JAと連合会の業務分担の見直し(JAの損害調査業務を連合会へ移管)に順次取り組みました。

## むすび

JA共済では、事業開始以来、相互扶助の理念のもと、地域に「しあわせの輪」を広げ、豊かで安心して暮らすことができる地域社会づくりに取り組んでまいりました。これからも「食と農を基軸として地域に根ざした協同

組合」として、組合員・利用者の皆さまに「安心」と「満足」をお届けできるよう、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供するとともに、健全な経営による誠実な事業活動を行ってまいります。

平成29年8月

# JA共済について(協同組合、JAグループの一員として)

JAは、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい地域社会を築くことを目的に、組合員の運営参画により組織された協同組合です。JA共済は、JAグループの一員として、ひと・いえ・くるまの総合保障の提供(共済事業)を中心とした活動を通じて組合員・利用者の皆さまの生活を支えています。

## JA(農業協同組合)とは

JAは、営農指導のほか、生産資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産資金や生活資金の貸し付け、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、および万一の場合に備える共済等の事業や活動を行っています。

JAは、農家・地域住民が組合員となって組織され、運営されています。



## JA綱領 わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

## 協同組合とは(協同組合としてのJA)

協同組合とは、生活をよりよくしたいと願う人たちが共通する目的のために自主的に集まり、その事業の利用を中心としながら民主的な運営を行う、営利を目的としない組織です。

JAは、農業協同組合として、組合員の営農と生活全般を守り豊かにすることを目的に活動しています。

なお、平成28年11月に「協同組合の理念と実践」はユネスコ無形文化遺産に登録されています。

## 協同組合原則(世界各国の協同組合共通の運営原則)

■ **定義** 協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体である。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを満たすことを目的にしている。

### ■ 原則

#### 第1原則 自主的で開かれた組合員制

加入・脱退が自由。組合の活動に参加し、事業を利用したいと組合に加入を希望するものは加入を拒まず、強制的に脱退させることはない。

#### 第2原則 組合員による民主的な管理

組合員それぞれが1人1票の選挙権や議決権を行使して、民主的な方法で組合を管理する。

#### 第3原則 組合財政への参加

組合員は公平に出資して、組合の事業を利用する。

■ **価値** 協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいている。正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条とする。

#### 第4原則 自主・自立

組合員による民主的な管理を確保し、組合の自主性を保持する。

#### 第5原則 教育・研修、広報

組合員ひとりひとりの参加意欲を高める。

#### 第6原則 協同組合間の協同

地域・全国、近隣諸国、国際的に相互に協同する。

#### 第7原則 地域社会への関わり

魅力的な地域づくりや地域社会の持続的な発展に取り組む。

※ 上記の協同組合原則は、国際協同組合同盟(ICA)全体総会で採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」です。

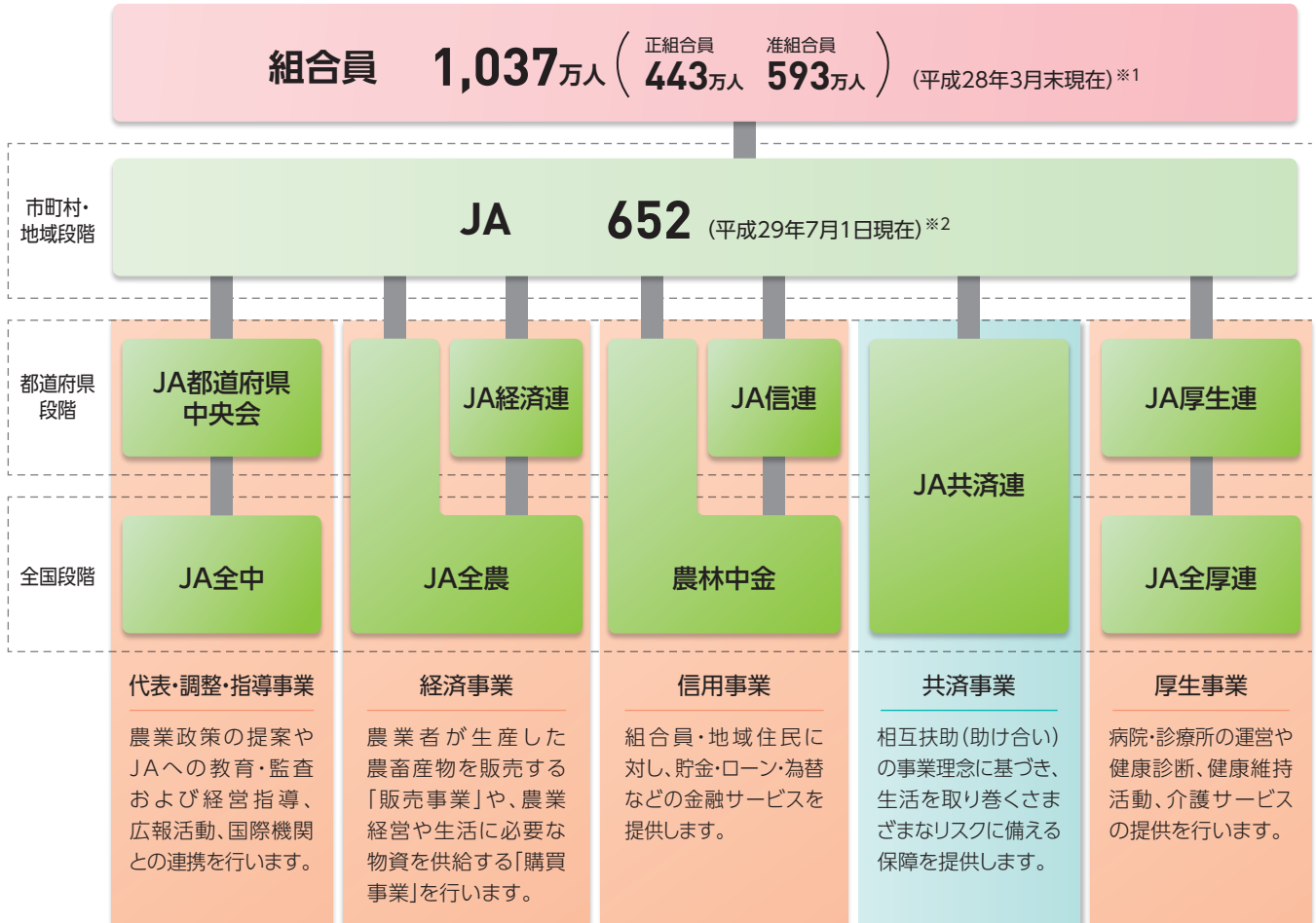
## JAグループとは

JAグループは、組合員の営農と生活全般にかかる総合事業を展開する市町村・地域段階の「JA」と、JAが行う各事業を効率的に実施するために組織された都道府県・全国段階の「連合会・中央会」等が連携して事業展開しています。



JAマークの大きな三角形は「自然」「大地」、小さな三角形は「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」、さらには協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

## ■JAグループの組織図



※1 組合員数は、「平成27事業年度総合農協統計表」(農林水産省)によるものです。

※2 JA数は、平成29年7月1日現在のJA全中調査によるものです。

## JA共済が行う共済事業とは

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク(ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障制度です。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

### JA共済

**JA**

- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

**JA共済連**

- JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。
- 各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。



# 事業活動のご報告(平成28年度の事業トピックス)

## 地域密着の事業推進の実践

JA共済では、組合員・利用者の皆さまのお宅に訪問し、コミュニケーションの強化を図ることで、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q訪問活動を展開しています。

平成28年度は、タブレット型端末機(Lablet's)<sup>ラブレッツ</sup>を活用し、3Q訪問活動を通じた「あんしんチェック」と共済未加入者さまに対する「はじまる活動」に取り組み、組合員・利用者の皆さまとのつながりの強化を図りました。



## 契約者・利用者満足度の向上

ライフアドバイザー(LA)は、組合員・利用者の皆さまの幅広いニーズに対応できる知識を持つスタッフで、全国で20,975名が活動しています(平成29年3月末現在)。また、スマイルサポーターは、窓口対応や電話対応などを通じて、組合員・利用者の皆さまへさまざまな情報提供、提案を行っています。

自動車損害調査サービスについては、全国で約1,000か所のサービス拠点と約5,700名の損害調査サービス

担当者を配置するほか(平成28年4月1日現在)、フリーダイヤルによる事故受付の24時間・365日対応など、契約者・利用者の皆さまへのサービスの充実を図っています。

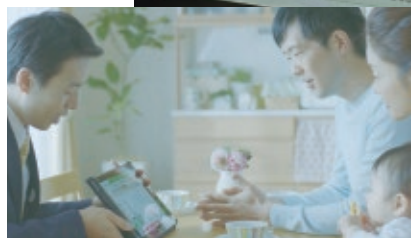
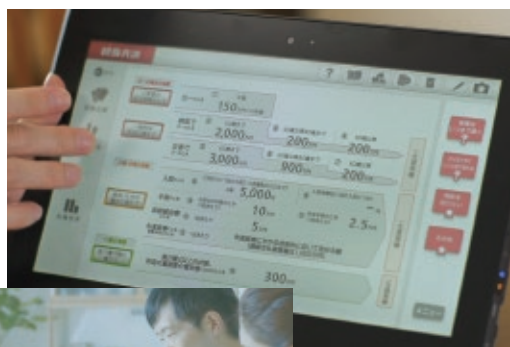
JA共済では、これらのスタッフの高度な知識の修得、能力向上を図るための各種研修会を実施するとともに、契約者・利用者満足度調査を踏まえた改善活動に取り組むことで、契約者・利用者対応力の強化を図っています。

## 連合会改革の着実な実践

JAにおける事務負担軽減および契約者・利用者サービスの向上を図るため、生命総合共済は平成28年4月から、建物更生共済は平成29年4月から、タブレット型端末機(Lablet's)<sup>ラブレッツ</sup>を活用したペーパーレス手続きと第1回共済掛金の後払いを可能とするキャッシュレス手続きを導入しました。

また、自動車損害調査にかかる実施体制については、JAの業務負担の軽減と契約者対応力の強化に向けて、JAと協議のうえ自動車損害調査業務におけるJAと連合会の業務分担の見直し(JAの損害調査業務を連合会へ移管)に、順次取り組んでいます。

さらに、専門性向上や効率的な体制の確立に向けて、平成27年10月までに生命査定機能を、平成28年10月までに引受審査機能を全国8か所の業務センターへ集約し、県域を越えた連合会機能の再編に取り組みました。





## 組合員・農業者の皆さまへの取り組み

農業経営の大規模化・多角化や農業技術の進展等、農業に関する環境変化にともない、組合員・農業者の皆さまを取り巻くリスクが増大・多様化しています。このようななか、組合員・農業者の皆さまの安定した農業経営支援を目的として、JA共済では、「農業リスク診断活動」を展開するとともに、共栄火災等と連携しながら、農業を営むうえでリスクを回避・軽減するための保障提供に力を入れています。

平成29年4月には、農産物輸出を行う組合員の皆さまやJAへの保障を強化する観点から株式会社日本貿易保険と業務委託契約を締結するとともに、農業散布用ドローンの使用にともない生じるリスクを包括的に保障する「農業散布用ドローン総合保険」を導入しました。



## 組合員・利用者の皆さまのニーズを反映した仕組みの開発

JA共済では、組合員・利用者の皆さま一人ひとりのニーズにあった「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供するため、毎年、組合員・利用者の皆さまや日頃推進活動を行っているライフアドバイザー（LA）等を対象とした生活保障に関するアンケートの実施等により、よりの確にニーズを反映した仕組みの開発を行っています。

平成28年10月には、死亡保障・相続対策ニーズに、よりの確にお応えするため、90歳までの方が簡易な告知でご加入いただける「一時払終身共済（平28.10）」を新設しました。

平成29年4月には、「建物更生共済」について、自然災害の増加による保障ニーズの変化にお応えできる、シンプルでわかりやすい仕組みをご提供するため、実損てん補方式の導入、水災時の保障の拡充、満期共済金額の設定の自由化などの改訂を行いました。

また、「こども共済」について、お子さまへの教育に対する多様なニーズにお応えするため、学資金の準備目的に応じ、中学校・高校・大学の3つのプランから選択できるようにするなどの改訂を行いました。



©やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV

## 地域貢献活動への取り組み

豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、健康管理・増進活動や災害救援・復興支援、交通事故対策活動などのさまざまな活動に取り組んでいます。

また、心の豊かさや地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の相互扶助(助け合い)の精神をお伝えするため、文化支援活動にも力を入れています。

平成28年度からは、より一層各都道府県の特性を活かした地域貢献活動に取り組んでいます。



## 国内外の協同組合との連携

JA共済連は、国内では「日本協同組合連絡協議会(JJC)」や「国際協同組合年記念協同組合全国協議会(IYC記念全国協議会)」、海外では「国際協同組合同盟(ICA)」「国際協同組合保険連合(ICMIF)」およびその地域協会である「ICMIFアジア・オセアニア協会(AOA)」にそれぞれ加盟しています。

これらの団体はいずれも、協同組合運動や協同組合保険・共済事業の持続的な発展を通して、組合員・利用者の皆さまの生活の安定や向上に寄与していくための活動に取り組んでおり、JA共済連は、国内外の協同組合と連携したさまざまな活動にも積極的に参画しています。



## 平成28年熊本地震など自然災害への対応 ～JA共済の取り組み～

平成28年熊本地震をはじめとした自然災害によって被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。JA共済は、被災された皆さまの一日も早い復旧・復興に向け、総力をあげて取り組んでいます。

平成28年4月14日に発生した熊本地震では、発生直後に被災県本部および全国本部に災害対策本部を設置するとともに、早期に「安心」をお届けするため、JAやJA共済連の職員が、被災家屋を一軒一軒訪問し、被災者さま立会いのもと、損害調査を

実施しました。

熊本地震においては、熊本地域下のJA調査員750名、県本部査定員44名の体制に加えて、被災県以外の都道府県本部と全国本部の査定員延べ563名による広域査定体制を構築するとともに、外部機関の損害鑑定人延べ341名についても現地に派遣するなど、JAとJA共済連が一丸となって初動対応や損害調査を進めました。

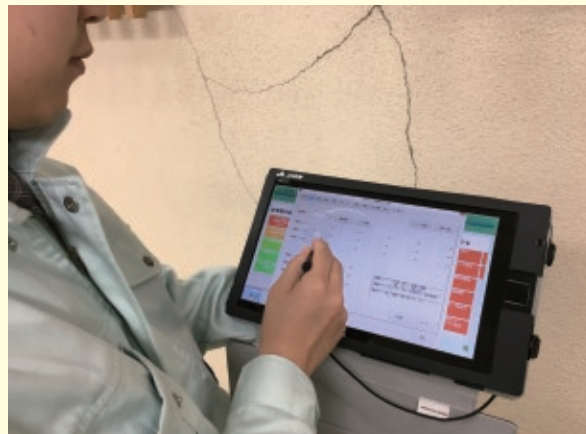
これらの結果、建物更生共済の支払金額は、1,450億円(89,789件)となり、多くの皆さまの生活再建にお役立ていただくことができました。

また、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部



熊本地震での損害調査

地震における損害調査では、査定員がタブレット型端末機ラブレッツ(Lablet's)に搭載された自然災害損害調査支援ツールを活用した結果、迅速な損害調査を実施することができました。



ラブレッツ  
タブレット型端末機(Lablet's)を活用した損害調査

## ユネスコが「協同組合の理念と実践」を無形文化遺産に登録

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は平成28年11月30日、「協同組合において共通の利益を形にするという理念と実践」をドイツからの申請に基づき、無形文化遺産への登録を決定しました。

「無形文化遺産」とは、慣習、表現、知識、技術などで、世代から世代へと伝えられ、コミュニティなどによって不断に再現されるものとされています。

決定に際しユネスコは、協同組合を雇用創出や高齢者福祉など「さまざまな社会的問題への革新的な解決策を編み出しながらコミュニティ作りを可能としている」と評価しました。

協同組合は日本においても、農村社会の助け合いをその先駆けとしながら大きな発展を遂げ、さまざまな事業・活動を通じて、組合員の生活や仕事の向上、地域社会の発展に対して役割を果たし、よりよい社会づくりに貢献しています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の理念と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと考えることができます。



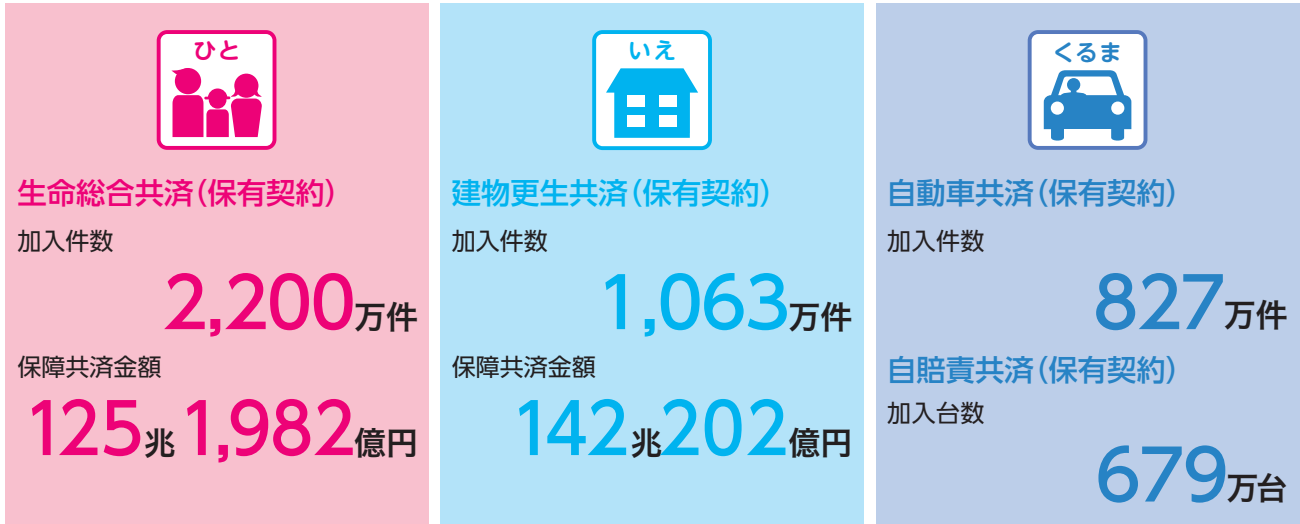
ドイツ協同組合運動の創始者の一人 ライファイゼン  
(写真提供:日本農業新聞)



# 事業概況

## JA共済の主な加入状況

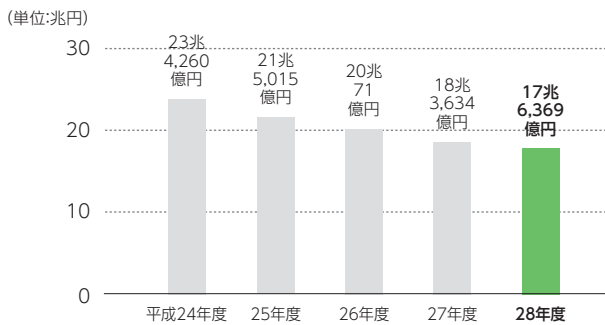
JA共済は、組合員・利用者の皆さまの暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しており、数多くの方にご加入いただいています。



## 共済契約の概況

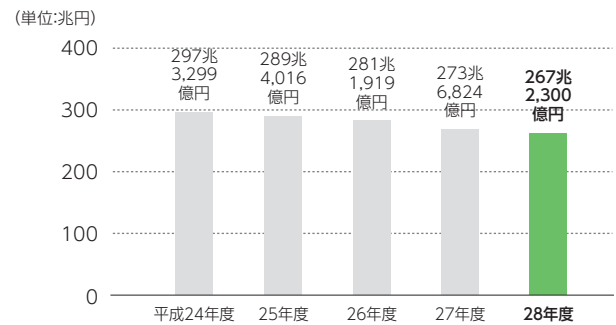
### 長期共済 新契約高

保障共済金額 **17兆6,369**億円



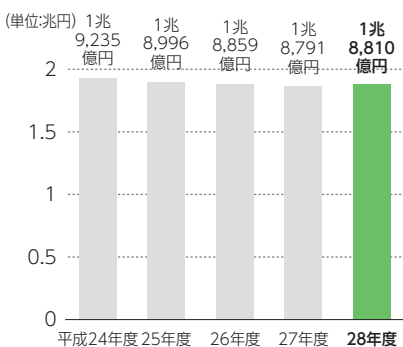
### 長期共済 保有契約高

保障共済金額 **267兆2,300**億円



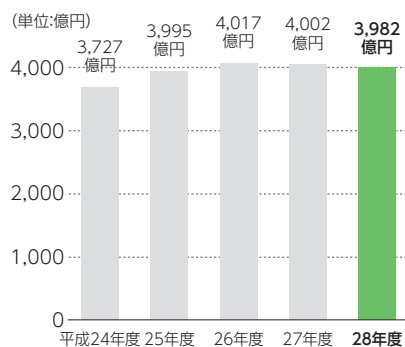
### 年金共済 保有契約高

年金年額 **1兆8,810**億円



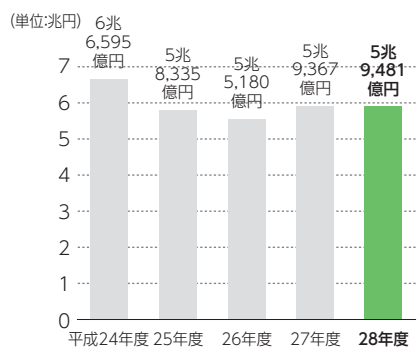
### 短期共済 新契約高

共済掛金 **3,982**億円



### 共済掛金

**5兆9,481**億円

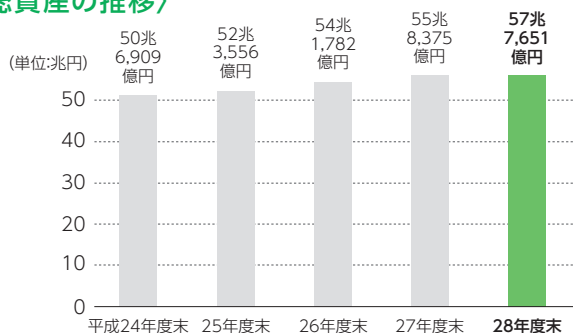


## 総資産

57兆7,651億円

総資産は、57兆7,651億円(前年度末比103.5%)となりました。なお、ご契約者の皆さまへの共済金等の支払いに備え、積み立てている共済契約準備金は52兆8,916億円(前年度末比103.6%)となりました。

## 〈総資産の推移〉

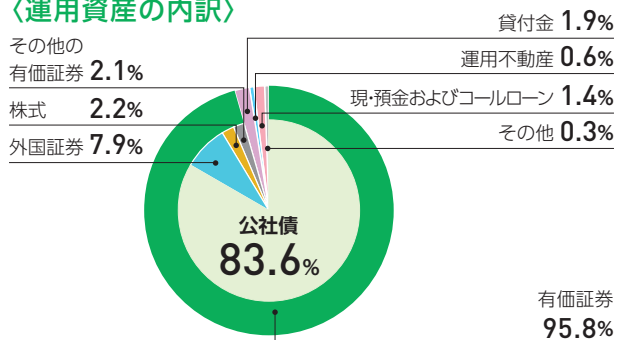


## 運用実績の概要

運用資産 55兆6,301億円

長期安定的な収益基盤の維持・強化に向けて、円貨建の確定利付資産(公社債、貸付金等)を主体とした運用に取り組みました。また、株式等の運用については、市場動向や価格変動リスクを踏まえた取得・売却に取り組みました。

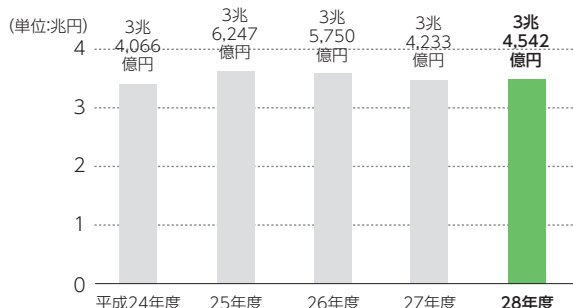
## 〈運用資産の内訳〉



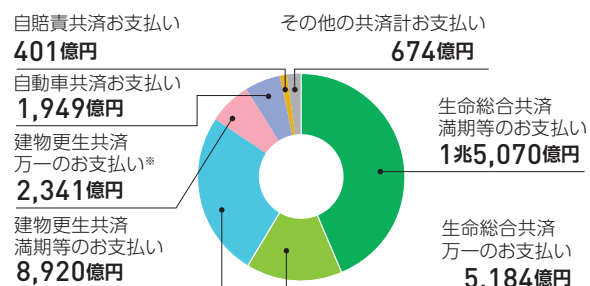
## 共済金支払額

3兆4,542億円

## 〈共済金支払額の推移〉



## 〈共済金支払額の内訳〉



\*建物更生共済における万一のお支払いのうち、自然災害に対するお支払いは1,986億円です。

## 〈建物更生共済における自然災害に対する共済金支払状況〉

## 平成28年度の主なお支払い

- 平成28年10月  
鳥取県中部地震 (鳥取・岡山ほか)  
12,243件 / 85億円
- 平成28年4月  
熊本地震 (熊本・大分・福岡ほか)  
89,789件 / 1,450億円
- 平成28年9月  
台風16号 (鹿児島・宮崎・愛知ほか)  
18,174件 / 70億円

## 過去の主なお支払い

- 平成23年3月  
東日本大震災 (宮城・福島・岩手ほか)  
682,486件 / 9,361億円
- 平成25年11月～平成26年3月  
平成25年度雪害 (山梨・埼玉・群馬ほか)  
171,891件 / 804億円
- 平成16年10月  
新潟県中越地震 (新潟・群馬・福島ほか)  
87,659件 / 773億円
- 平成16年9月  
台風18号 (山口・熊本・福岡ほか)  
284,560件 / 1,083億円
- 平成7年1月  
阪神・淡路大震災 (兵庫・大阪・京都ほか)  
101,535件 / 1,188億円
- 平成11年9月  
台風18号 (熊本・山口・鹿児島ほか)  
180,030件 / 638億円

※平成7年以降の主なお支払い状況を掲載しています。

# 資産・負債等の状況

## 資産

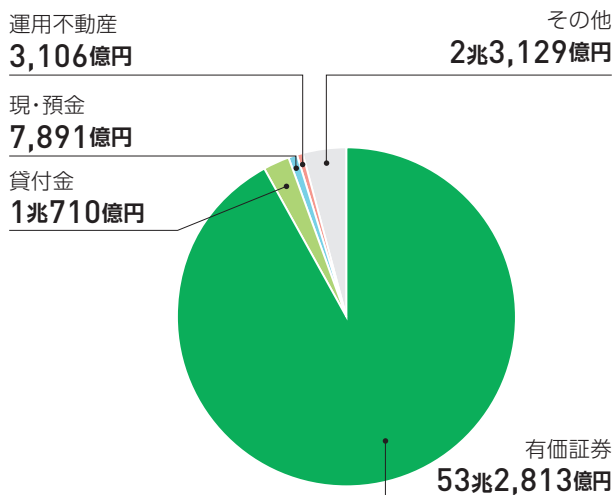
総資産は、前年度末より1兆9,275億円(3.5%)増加し、57兆7,651億円となりました。このうち有価証券は53兆2,813億円(総資産に占める割合92.2%)、貸付金は1兆710億円(同1.9%)、運用不動産は3,106億円(同0.5%)となりました。

### 貸借対照表

(単位:億円)

科 目	平成27年度末	平成28年度末
現・預金	6,809	<b>7,891</b>
金銭の信託	885	<b>1,233</b>
金銭債権	833	<b>546</b>
有価証券	512,850	<b>532,813</b>
貸付金	11,700	<b>10,710</b>
運用不動産	3,153	<b>3,106</b>
未収共済掛金	3,581	<b>2,979</b>
未収再保険勘定	170	<b>162</b>
共済資金	—	<b>82</b>
その他資産	2,619	<b>2,026</b>
業務用固定資産	1,543	<b>1,516</b>
資本貸付金	1,000	<b>1,000</b>
外部出資	3,096	<b>3,095</b>
繰延税金資産	10,172	<b>10,525</b>
貸倒引当金	△ 40	△ <b>36</b>
外部出資等損失引当金	△ 2	△ <b>2</b>
資産の部合計	558,375	<b>577,651</b>

### 〈資産の内訳(平成28年度末)〉



## 負債・純資産

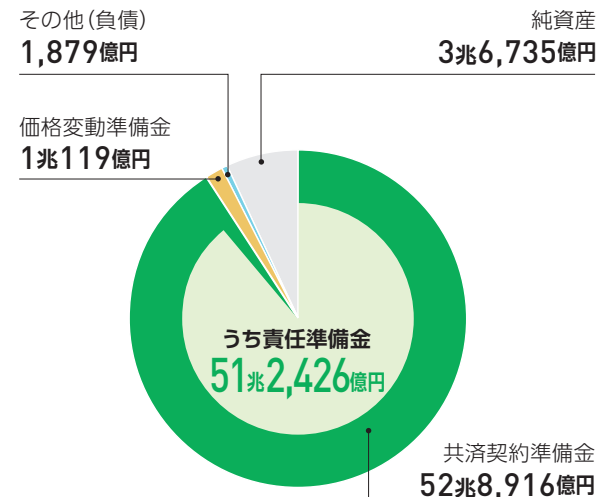
負債の合計は、前年度末より1兆8,443億円(3.5%)増加し、54兆915億円となり、このうち責任準備金は、前年度より1兆7,603億円(3.6%)増加し、51兆2,426億円となりました。

純資産の合計は、3兆6,735億円となりました。

(単位:億円)

科 目	平成27年度末	平成28年度末
共済契約準備金	510,524	<b>528,916</b>
うち責任準備金	494,823	<b>512,426</b>
未払再保険勘定	181	<b>191</b>
代理店勘定	1	<b>1</b>
共済資金	83	—
その他負債	1,651	<b>1,212</b>
諸引当金	483	<b>473</b>
価格変動準備金	9,547	<b>10,119</b>
負債の部合計	522,472	<b>540,915</b>
出資金	7,567	<b>7,567</b>
利益剰余金	19,761	<b>20,346</b>
利益準備金	3,303	<b>3,564</b>
その他利益剰余金	16,458	<b>16,782</b>
会員資本合計	27,328	<b>27,914</b>
その他有価証券評価差額金	8,574	<b>8,821</b>
評価・換算差額等合計	8,574	<b>8,821</b>
純資産の部合計	35,902	<b>36,735</b>
負債及び純資産の部合計	558,375	<b>577,651</b>

### 〈負債・純資産の内訳(平成28年度末)〉





# 収支の状況

## 経常損益

経常収益は、前年度より836億円(1.2%)減少し、7兆1,055億円となりました。

このうち直接事業収益は、受入共済掛金の増加等にとともに、前年度より111億円(0.2%)増加し、5兆9,611億円となりました。また、財産運用収益は、前年度より964億円(8.3%)減少し、1兆642億円となりました。

経常費用は、前年度より31億円(0.0%)増加し、6兆9,157億円となりました。

このうち直接事業費用は、前年度より521億円(1.1%)減少し、4兆7,410億円となりました。また、共済契約準備金繰入額は、責任準備金繰入額の増加等にとともに、前年度より816億円(4.7%)増加し、1兆8,324億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年度より868億円(31.4%)減少し、1,898億円となりました。

## 特別損益

特別利益は、前年度より10億円(16.8%)減少し、51億円となり、特別損失は、前年度より16億円(53.3%)減少し、14億円となりました。

## 当期剰余金

当期剰余金は、前年度より443億円減少し、860億円となりました。

## 剰余金処分額

当期末処分剰余金1,930億円のうち、各会員に対して136億円を出資配当金として(出資配当率は年1.80%)、144億円を事業分量配当金として配当しています。さらに、共済契約特別積立金、経営基盤整備積立金および地域・農業活性化積立金などの任意積立金への積み立てが1,177億円となっています。

## 損益計算書

(単位:億円)

科 目	平成27年度	平成28年度
経常収益	71,891	<b>71,055</b>
直接事業収益	59,499	<b>59,611</b>
共済契約準備金戻入額	681	<b>686</b>
財産運用収益	11,607	<b>10,642</b>
その他経常収益	103	<b>115</b>
経常費用	69,125	<b>69,157</b>
直接事業費用	47,931	<b>47,410</b>
共済契約準備金繰入額	17,508	<b>18,324</b>
財産運用費用	1,309	<b>737</b>
価格変動準備金繰入額	568	<b>572</b>
事業普及費	237	<b>293</b>
事業管理費	1,035	<b>1,037</b>
その他経常費用	535	<b>781</b>
経常利益	2,766	<b>1,898</b>
特別利益	61	<b>51</b>
特別損失	30	<b>14</b>
税引前当期剰余	2,797	<b>1,935</b>
法人税等合計	415	<b>239</b>
法人税、住民税及び事業税	1,322	<b>696</b>
法人税等調整額	△ 907	<b>△ 457</b>
契約者割戻準備金繰入額	1,078	<b>834</b>
当期剰余金	1,304	<b>860</b>
当期首繰越剰余金	284	<b>316</b>
災害救援積立金取崩額	2	<b>3</b>
交通事故対策基金取崩額	18	<b>18</b>
経営基盤整備積立金取崩額	479	<b>677</b>
当期末処分剰余金	2,089	<b>1,930</b>

## 剰余金処分計算書

(単位:億円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	2,089	<b>1,930</b>
任意積立金取崩額	789	—
剰余金処分額	2,562	<b>1,629</b>
利益準備金	260	<b>172</b>
任意積立金	2,026	<b>1,177</b>
出資配当金	136	<b>136</b>
事業分量配当金	139	<b>144</b>
次期繰越剰余金	316	<b>300</b>

# 健全性を表す指標

## 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の状況

平成28年度末のJA共済連の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は898.5%となっており、十分な支払余力を確保しています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

(単位:億円)

# 898.5%

	平成27年度末	平成28年度末	増減
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	101,435	104,106	2,671
リスクの合計額(B)	25,431	23,173	△2,257
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 $\frac{(A)}{(B)} \times \frac{1}{2} \times 100$	797.7%	898.5%	100.8%

### 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

## 実質純資産額

平成28年度末のJA共済連の実質純資産額は17兆1,649億円、対総資産比率は29.7%となっており、高水準を確保しています。

実質純資産額

(単位:億円)

# 17兆1,649億円

	平成27年度末	平成28年度末	増減
実質純資産額	186,532	171,649	△14,883
対総資産比率	33.4%	29.7%	△3.7%

### 実質純資産額

実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。

具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出します。

## 基礎利益

平成28年度のJA共済連の基礎利益は、熊本地震にともない危険差収支が減少したことなどから、5,439億円となっています。

基礎利益

(単位:億円)

# 5,439億円

	平成27年度	平成28年度	増減
基礎利益	7,166	5,439	△1,726
費差損益	1,356	1,264	△92
利差損益	326	350	24
危険差損益	5,483	3,825	△1,657

### 基礎利益

基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出されます。

共済事業は、長期間にわたってご契約者の皆さまへの保障を確実に履行するために、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。このため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。

## 再保険の取り組み

再保険とは、共済団体や保険会社が引き受けている共済・保険契約上の責任(リスク)の一部(または全部)を、国内外の他の保険会社等に移転する保険取引のことをいいます。

JA共済連では、大規模自然災害が発生した場合でも健全な経営が維持できるよう、リスク分散の一

環として再保険を実施しています。

なお、再保険先の選定については、再保険契約実績や第三者機関による信用力(格付け)等に関する情報を総合的に評価・判断したうえで、慎重に選定しています。

## 責任準備金の十分な積み増し

JA共済連では、将来の共済金の支払いに備え、法令等で定められている積立方式のうち最も積立水準が高い方式(平準純共済掛金式)による責任準備金の積み立てを行っています。

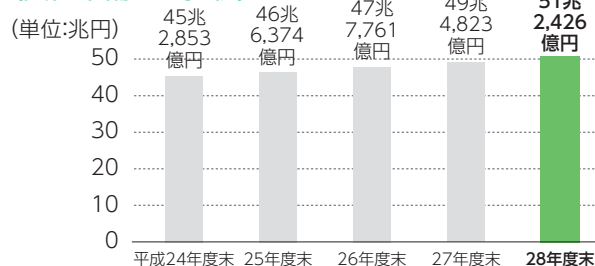
さらに、「逆ざや」に対応し、一層の健全性を確保するために、一部の生命総合共済契約および建物更生共済契約を対象に責任準備金を追加して積み立てています。

責任準備金

**51兆2,426億円**

また、責任準備金として、毎年、異常危険準備金の積み増しとともに再保険も実施し、大規模自然災害などに備えています。

### 〈責任準備金の推移〉



## 資産の自己査定

資産の自己査定とは、保有する資産について自らそれぞれのリスクを検証・分析し、そのリスクの度合と回収可能性に応じて償却・引当を行い、経営の健全性・透明性を確保していくためのルールです。

JA共済連では、農林水産省が公表している「共済事

業実施機関に係る検査マニュアル」に準拠した「資産査定規程」「償却・引当規程」を設定しています。この規程に基づき、資産全体(仮払・繰延消費税、繰延税金資産などを除きます)に対して適正な自己査定と厳格な償却・引当を実施しています。

### 〈分類区分の定義および分類区分ごとの償却・引当の概要〉

分類区分	定義	償却・引当の概要
非分類	回収の危険性または価値の毀損(きそん)の危険性について問題のない資産	貸付金などについて、一般貸倒引当金(貸付金残高×予想損失率)を計上 ※予想損失率は、貸倒実績率に基づき、債務者の区分に応じて算出
Ⅱ分類	債権確保上の諸条件が十分に満たされないため、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権などの資産	
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念があり、従って、損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推測が困難な資産	貸付金などについて、個別貸倒引当金等(債務者の区分に応じた必要額)を計上
Ⅳ分類	回収不可能または無価値と判定される資産	個別貸倒引当金を計上または直接償却

### 〈平成28年度決算における自己査定結果〉

査定対象資産60兆1,210億円のうち、非分類資産については60兆880億円(構成比99.9%)となっています。一方、分類資産は330億円であり、うちⅡ分類は327億円、Ⅲ分類は2億円、Ⅳ分類は1億円となっています。

### 〈平成28年度決算における償却・引当結果〉

非分類およびⅡ分類資産に対する引当額として、一般貸倒引当金を36億円、Ⅲ分類資産に対する引当額として、個別貸倒引当金等を2億円計上しています。Ⅳ分類資産については、その全額(1億円)を直接償却により処理しています。





# 「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供

JA共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

## 主な保障ラインナップ

こんな方に オススメです	保障の目的	社会人 スタート	結婚	お子さま の誕生	住宅 購入	お子さま の進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ	
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代			
 	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済							
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済							
	お子さまの教育資金を準備したい方	こども共済							
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済							
	がんに手厚く備えたい方	がん共済							
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済							
	老後の生活資金の準備を始めたい方	予定利率変動型年金共済							
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済						
		ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済						
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	一時払終身共済(平28.10)						
一生涯の 介護保障		一時払介護共済							
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物と家財の保障 建物更生共済							
	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障 自動車共済							

※他にも「定期生命共済」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。



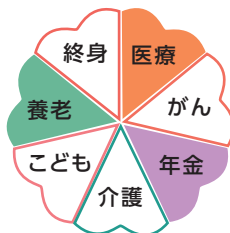
一人ひとりにあった保障で、ご自身やご家族の暮らしをサポートします

## 生命総合共済 なないろデザイン

年齢、性別、家族構成などによって人それぞれ異なる不安や心配事に対して、JA共済のひとの保障(死亡・医療・老後・介護)を自由に組み合わせ、一人ひとりにあった保障を設計できます。また、ライフステージの変化に応じて、保障を見直すこともできます。



7つの“ひとの保障”を自由に組み合わせ、あなたにぴったりの保障がデザインできます!



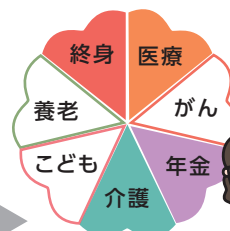
自分自身の病気やケガ、老後の資金のことにも、バランスよく備えられた!



ライフステージの変化に応じ、あなたにぴったりの保障に見直すことができます!



結婚してご自身・ご家族のために備えを充実!



### 死亡・学資の備え

## 死亡のリスクとお子さまの教育資金に備えるための共済

**終身共済** 一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。

- 1 一生涯にわたって万一の保障が確保できます。
- 2 万一のとき、手厚い一時金をお受け取りいただけます。
- 3 一時金に加え、残されたご家族の収入保障として年金をお受け取りいただけます。  
※家族収入保障特約を付加した場合。



**養老生命共済** 一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

- 1 満期時には、まとまった満期共済金をお受け取りいただけます。
- 2 万一のとき、手厚い一時金をお受け取りいただけます。
- 3 定期的にとまとめた資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。



**こども共済** お子さまの教育資金の備えと、万一のときを保障するプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

- 1 必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。
- 2 ご契約者さま(親族)がもしものとき<sup>※1</sup>、その後の共済掛金はいただきません<sup>※2</sup>。  
※1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。  
※2 共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合があります。
- 3 「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。



©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV

## 医療の備え

# 入院・手術のリスクに備えるための共済

**医療共済** 病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、先進医療保障を加えたり、三大疾病保障を充実させることもできます。

- 1 日帰り入院から長期入院まで一生涯保障します。  
※プランによって異なります。
- 2 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)を手厚く保障します。  
※三大疾病重点保障特別ありを選択した場合。
- 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。  
※先進医療保障ありを選択した場合。



**がん共済** がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。

- 1 上皮内がんや脳腫瘍など幅広い「がん」の治療を一生涯保障します。  
※共済期間を終身とした場合。
- 2 「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。
- 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。  
※先進医療保障ありを選択した場合。



## 介護の備え

# 介護のリスクに備えるための共済

**介護共済** 所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

- 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- 3 介護共済金(一時金)はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。  
※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。



## 老後の備え

# 老後の生活資金に備えるための共済

**予定利率変動型年金共済** 老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

- 1 年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。  
※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
- 2 積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
- 3 「個人年金保険料控除」が受けられます。  
※所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限りです。  
また、平成29年7月末現在の法令等に基づきます。
- 4 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。



※生命総合共済なないろデザインには、他にも「引受緩和型終身共済」「引受緩和型医療共済」「一時払終身共済(平28.10)」「一時払介護共済」があります。



火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します

## 建物更生共済 むてきプラス

- 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。
- 2 掛け捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。満期共済金は、一括で受け取ることも、分割して受け取ることもできます。
- 3 建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。
- 4 火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします

## 自動車共済 クルマスター

- 1 自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
- 2 JAの自賠償共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠償共済セット割引や、農業用利用の貨物車の場合に、共済掛金が割引になる農業用貨物車割引もあります。
- 3 無事故を継続すると最大20等級までの割増・割引等級が適用(最大割引率63%)されます。また、損害保険会社等からの乗りかえにも割増・割引等級が適用されます。
- 4 24時間・365日、フリーダイヤルで自動車事故の受付やアドバイスを行うほか、故障時の応急対応やレッカー移動も24時間体制で実施しています。
- 5 自動車事故によりお車の修理が必要となったご契約者さまに対し、JA共済では全国約1,700工場(平成29年6月末時点)が加盟する指定工場ネットワーク(愛称:JARIC)を有しており、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。





# 農業者の皆さまへの取り組み

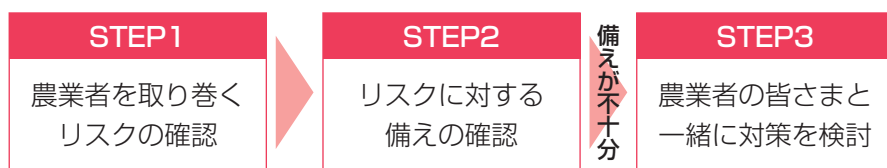
JA共済では、農業経営に影響を及ぼす恐れのあるリスクに対して、「農業リスク診断活動」を通じ、リスクの“見える化”を図るとともに、回避・軽減に向けた対策をご提案しています。

## 農業リスク診断活動

JA共済では、農業者の皆さまとともに、農作業中のケガや出荷した農産物の回収など、農業経営を取り巻くリスクの点検と、それらのリスクへの対策状況について、確認をしています。

「農業リスク診断活動」を通じて明らかになったリスクには、JA共済と共栄火災が一体となって対策のご提案を行っています。

〈農業リスク診断活動のイメージ〉



## 農業者の皆さまに対する保障

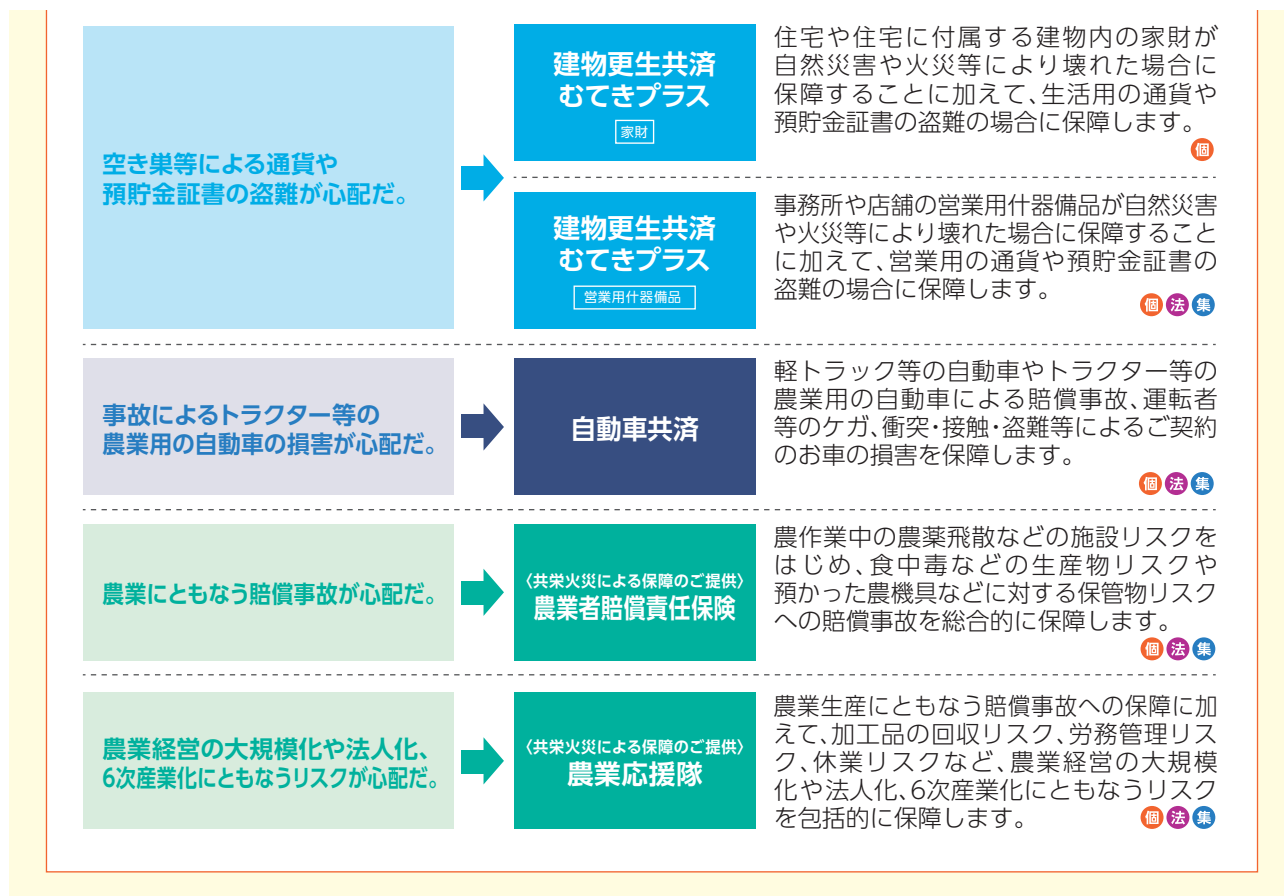
JA共済と共栄火災では、農業者の皆さまが安心して農業経営に専念し、安定的な事業・生活基盤を築いていただけるよう、一体的に保障提供を行っています。

### 主な保障ラインナップ

個 個人農家    法 農業法人    集 集落営農組織    活 活動組織等

JA共済では、農業者の皆さまが安心して農業を行っていただけるよう、さまざまな保障をご用意しています。





## 農業者の皆さまへの情報提供

JA共済では農業者の皆さまへ、ホームページ(農業者へのお役立ち情報サイト <http://www.ja-kyosai.or.jp/agri/>)にて次のような各種情報提供を行っています。

### 異常気象等に対する各種対策事例

農業経営に大きな影響を及ぼす恐れのある異常気象について、そのリスクを回避・軽減するための各種情報・対策をご紹介します。

### 農産物輸出に関する各種情報

「農産物輸出固有のリスク」をご説明するとともに、農産物輸出に関する各種情報をご紹介します。

## 6次産業化および再生可能エネルギー事業への支援

地域農業の振興および農山漁村の活性化に向けて、6次産業化および再生可能エネルギー事業への支援に取り組んでいます。

### 農林水産業協同組合ファンド

JAグループでは6次産業化事業体の組成・支援を図るため、政府の出資のもと設立された株式会社農林漁業成長産業化支援機構とJA共済連を含む系統の出資により「農林水産業協同組合ファンド」を設立しています。「農林水産業協同組合ファンド」では、これまで11件の投資を決定しています。

### 農山漁村再エネファンド

JA共済連は農林水産業と調和のとれた地域活性化につながる再生可能エネルギー事業に対する資金面の支援として、農林中央金庫とともに「農山漁村再エネファンド」を設立しています。「農山漁村再エネファンド」では、これまで2件の投資を決定しています。

# ご契約締結までの手続き

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの理解および満足度を高め、一人ひとりのニーズにあった共済にご加入いただけるよう適切な説明・確認を行っています。

## ご契約締結までの情報提供と意向把握・確認

ご契約締結までの情報提供と意向把握・確認の流れは以下のとおりです。




1

ご意向の把握


タブレット型端末機  
Lablet'sによる  
提案と説明

重要事項説明書の  
説明

- 組合員・利用者さまの共済・保険のご加入状況やご意向を把握したうえで、ライフアドバイザー(LA)が最適なプランを作成し、そのプランがご意向にどのように対応しているのかを、タブレット型端末機「Lablet's(ラブレッツ)」によりご説明します。
- 重要事項説明書には、保障内容や共済金等がお支払いできない場合等の重要な事項が記載されていますので、お申し込みの検討に際して必ずお読みください。



Lablet's画面イメージ



重要事項説明書  
(契約概要)

2


ご意向の確認

ご契約内容の確認


ご契約のしおり・約款  
重要事項説明書の  
受領確認

告知の受領


- ご契約者等のご意向に沿ったお申し込み内容であるか等について、お申し込みの前に改めてご確認いただけます。
- ご契約のお申し込み手続きは、ご契約者等ご自身に「Lablet's」に入力・自署していただけます。あわせて、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書」の受領確認や、被共済者の方の過去の傷病歴や健康状態等の告知事項についても「Lablet's」に入力していただけます。



Lablet's画面イメージ



重要事項説明書  
(注意喚起情報)




ご契約のしおり・約款

3

共済掛金のお支払い

共済証書  
意向確認内容(控)  
のお受け取り

- 共済掛金はお支払方法ごとに定められた期日までにお支払いください。万一、定められた期日までに共済掛金のお支払いがない場合には、事故が発生しても共済金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ご契約をお引き受けした場合は、「お申し込み」「告知」がともに完了したときから、ご契約上の責任(保障)を開始します。また、「共済証書」「意向確認内容(控)」などを送付しますので、お申し込み時に「Lablet's」に入力いただいた内容と相違ないかご確認ください。



共済証書

※ 「ご契約のしおり・約款」は、冊子のお渡しにかえて、Web約款を選択することができます。

## ■ 情報提供と意向把握・確認の実施

JA共済では、組合員・利用者の皆さまが加入をご検討する際に必要な情報をご提供し(情報提供)、また、提案内容のご説明において加入される方のご意向を把握・確認すること(意向把握・確認)等で、共済契約のご提案から契約締結に至るまでの一連の流れにおいて、よりきめ細かな対応を行います。

## ■ 本人確認の実施

JA共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、新規に共済に加入される時、年金・満期共済金などをお受け取りになるときなどのお取引に際して本人確認を行っています。



くるま

### 1 プランのご検討

ご意向の把握

ご契約内容の説明

■ 組合員・利用者さまのご意向や情報等を把握したうえで、それに基づいたプランを作成し、そのプランがご意向にどのように対応しているのかをご説明します。



自動車共済見積り書

### 2 ご契約のお申し込み

ご意向の把握・確認

重要事項説明書の説明

契約申込書のご記入

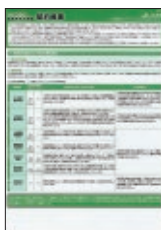
ご契約のしおり・約款  
重要事項説明書の  
受領確認

共済掛金のお支払い

■ ご契約のお申し込み手続きは、契約申込書へのご記入により行います。契約申込書に記載された事項に相違がないか、ご契約者等のご意向に沿ったお申し込み内容であるか等について、ご確認いただいたうえで署名または記名・押印していただきます。

■ 重要事項説明書には、保障内容や共済金等がお支払いできない場合等の重要な事項が記載されていますので、お申し込みの検討に際して必ずお読みください。

■ 共済掛金はお支払方法ごとに定められた期日までにお支払いください。万一、定められた期日までに共済掛金のお支払いがない場合には、事故が発生しても共済金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。



重要事項説明書



契約申込書

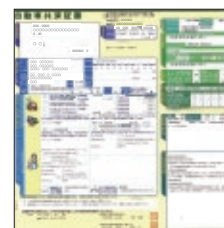


ご契約のしおり・約款

### 3 ご契約の成立

共済証書のお受け取り

■ ご契約をお引き受けした場合は、「お申し込み」、「共済掛金のお支払い」がともに完了したときから、ご契約上の責任(保障)を開始します。また、「共済証書」を送付しますので、お申し込み時に契約申込書にご記入いただいた内容と相違ないかご確認ください。



共済証書

※ 「ご契約のしおり・約款」は、冊子のお渡しにかえて、Web約款を選択することができます。



## ご契約に関する重要な事項等の説明

JA共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令に基づき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等をお渡しして、説明を行っています。

### ① クーリング・オフ制度

共済期間が1年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」および申込書の写し(ペーパーレス手続きの場合は申込内容(控))の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回または解除をすることができます(法人契約、JA共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます)。

### ② 告知義務

ご契約のお申し込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者または被共済者は、最近の健康状態などお尋ねする重要なことがらをありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行った場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。

### ③ 失効

ご契約が締結された後、第2回以後の共済掛金のお払い込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。

### ④ 復活

共済掛金のお払い込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活(効力をもとの状態へ戻すこと)を申し込むことができます。

### ⑤ 共済掛金の自動振替貸付(一時的に共済掛金のご都合がつかないとき)

共済掛金のお払い込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80%の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。

\*自動振替貸付のない仕組みもあります。

※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載しています。

# ご契約期間中の情報提供

## 3Q訪問活動

JA共済では、「安心は会うことから始まります」を合言葉に、3Q訪問活動を展開しています。

この取り組みを通じて、組合員・利用者の皆さまのお宅に訪問し、コミュニケーションの強化を図ることで、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくための取り組みなどを行っています。

組合員・利用者の皆さまに、これまでのJA共済のご利用に対して「感謝の気持ち(サンキュー)」をお伝えするとともに、3つの質問(Question)（「Q1ご家族の皆さまに病気やケガによる入院・手術などはありませんでしたか?」「Q2建物・家財などの被害はありませんでしたか?」「Q3ご家族の皆さまにおかわりありませんか?」）をさせていただいています。

## その他大切なお知らせ

そのほかにも、ご契約内容により「共済掛金払込証明書」「満期のご案内」「生存給付金のお支払のご案内」など各種通知をお届けします。いずれも大切な内容ですので、必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

### JA共済フォルダーサービス

JA共済では、ご加入いただいているご契約をひとつにまとめて管理することができるJA共済フォルダーサービスをご提供しています。

JA共済フォルダーにご登録いただくと、ご契約内容のご案内を毎年受け取れるほか、JA窓口での住所・電話番号・氏名・共済掛金振替口座の変更といった、異動手続きがスムーズにできるなどさまざまなメリットがあります。

個々のご契約をまとめてJA共済フォルダーに登録すると…

#### 共済 太郎さんの場合



- 特典 1** ご契約内容のご案内を毎年お届けします。
- 特典 2** JA窓口での異動手続きをスムーズに行うことができます。
- 特典 3** JA共済の宿泊保養施設のサービス・特典がご利用いただけます。
- 特典 4** 「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと、インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更や各種ご案内書の閲覧ができます。

※上記は概要を説明したものです。JA共済フォルダーの詳細については、「JA共済フォルダーのしおり・規定」を必ずご覧ください。

# 共済金の請求

JA共済では、各種共済契約に基づき、共済金をご請求いただくにあたり、契約者・利用者の皆さまにわかりやすい手続きとなるよう努めています。

## 共済金のご請求に関する手続きの流れ

共済金・給付金のご請求手続は次のとおりです。

(ご契約の種類やご請求の内容によっては、異なる手続きになることがあります。)

ひと



### ひとに関するお手続き

- 1** 共済約款、共済証書をご用意のうえ、ご加入先のJAにご連絡ください。その際、以下の項目について確認をさせていただきます。

#### お亡くなりになられた場合

- お亡くなりになられた方のお名前
- お亡くなりになられた日
- お亡くなりになられた原因(ケガ・病気)
- 受取人さまのお名前とご連絡先
- お亡くなりになられる前の入院・通院・手術の有無

#### 入院などをされた場合

- 入院(通院・手術)などをされた方のお名前
- ご請求される共済金の種類(入院・通院・手術など)
- 入院(通院・手術)などの診断名とその原因(ケガ・病気)
- 事故日(ケガを原因とする場合)
- 入院・通院の期間(入院日・退院日・通院日)
- 手術名・手術日(手術を受けられている場合)

お亡くなりになられた原因または入院などの原因により、ご確認させていただく項目が異なります。

- 2** 詳しいご案内および共済金・給付金のご請求に必要な書類をJAよりご案内します。

- 3** 所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、JAへご提出ください。

※書類取得にかかる費用はご請求者さまのご負担となります。

- 4** ご提出いただいた書類の内容をJAで確認後、ご契約の約款の内容に従い、共済金・給付金をお支払いします。

※確認の結果、あらためて追加書類のご提出をお願いする場合があります。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。

いえ



### いえに関するお手続き

- 1** 被共済者さま等が、共済の対象(目的)について火災等による損害が発生したことを知った時点で、現場を保存し、ただちにご加入先のJAにご連絡ください。その際、以下の点について確認させていただきます。

- ①ご加入の共済契約情報(契約番号など)
- ②罹災日時
- ③罹災原因
- ④損害の状況
- ⑤ケガ人の有無
- ⑥加害者の有無
- ⑦同一の共済の対象(目的)に対して他の共済(保険)契約を締結されている場合はその内容

- 2** 担当者が伺い、被害状況の調査をし、ご請求に必要な書類についてご案内します。

- 3** 必要書類をお取りそろえのうえ、JAへご提出ください。

※共済金を請求できるのは、原則として、被共済者さまのみとなります。また、同一の共済の対象(目的)に対して他の共済(保険)契約を締結されている場合は、その内容、その契約からの支払いの有無および内容をご連絡ください。

- 4** 事故調査に基づき、共済価額・損害の額の認定、共済金の支払い可否等の損害査定を実施します。

- 5** 損害査定結果に基づき共済金をお支払いします。

※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。



## くるまに関する手続き

### 相手方への保障…対人・対物賠償

### 加入者側への保障…人身傷害・車両保障

- 1** 事故連絡の受付  
事故状況の確認と共済金のお支払いまでの流れをご説明し、お支払いする共済金とご請求に必要な書類をご案内します。

- 2** 調査・確認など  
現場調査、医療機関・修理工場等に連絡し、被害状況の確認などを行います。

- 3** 相手方との協議  
相手方と事故状況を確認し、責任割合や損害賠償額の協議をします。  
また、相手方より損害立証書類を取得し、治療費・休業損害等をお支払いします。

- 3** 途中経過の報告  
必要に応じて途中経過をご報告します。  
また、ご質問にお答えします。  
※人身傷害保障については、治療費・休業損害等をお支払いします。

- 4** 途中経過の報告  
途中経過をご報告します。また、ご質問にお答えします。

- 4** 共済金のお支払いまで  
お支払いする共済金についてご説明し、ご承諾後、共済金をお支払いします。  
※事故の相手方（賠償義務者）がいる場合は、共済金をお支払いした後、JA共済が求償できる範囲内で事故の相手方に求償します。  
※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。

- 5** 示談交渉と解決まで  
被共済者さま・相手方双方に示談条件を提示し、ご承諾後、示談書を取り交わし共済金をお支払いします。  
※示談成立後、示談書を被共済者さま、相手方双方にお渡しします。  
※約款上、共済金をお支払いできない場合があります。



# サポート体制

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実に応えるため、専門的な知識を持つスタッフを養成しています。保障のご提案やアドバイスを行う「ライフアドバイザー (LA)」や窓口業務を行う「スマイルサポーター」が、皆さまのさまざまなご要望にお応えできるよう知識やスキルの向上を図っています。

## ライフアドバイザー (LA)

ライフアドバイザーは、組合員・利用者の皆さまとJAをつなぐ重要なパイプ役です。JAの顔として、さまざまなご相談にお応えするとともに、各種ご提案やアドバイス活動を行っています。

JA共済ではこれからも、皆さまのご要望にきめ細かく対応できるよう、研修・教育などによるライフアドバイザーの育成とレベルアップに努めていきます。



**組合員・利用者の皆さまからのご相談にお応えし、  
頼りにしていただける活動を行っています。**

近年、組合員・利用者の皆さまから専門的かつ広範囲なご相談が寄せられるようになってきています。

それにお応えするため、JA共済では、ファイナンシャルプランナー (FP) の資格の取得など、社会保険・税務・相続などの専門的知識の修得を促進しています。さらに健康・安全などに関するさまざまな情報を組合員・利用者の皆さまにご提供することにより、ライフプランニングのお役に立てるよう努めています。

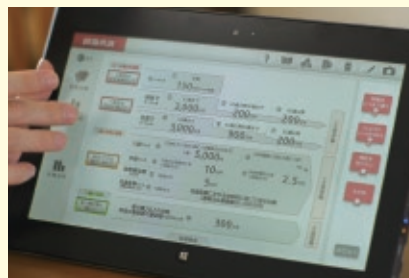


## タブレット型端末機 (Lablet's) の活用

ライフアドバイザーが組合員・利用者の皆さまのお宅を訪問する際には、タブレット型端末機 (Lablet's) を使い、視覚的にわかりやすく、ご契約状況のご説明や各種情報提供を行っています。

また、あわせてタブレット型端末機 (Lablet's) による契約手続き等についても、平成28年度から段階的に展開しています。

タブレット型端末機 (Lablet's) の活用により、より一層組合員・利用者の皆さまのご要望にお応えできるよう努めていきます。



## スマイルサポーター

スマイルサポーターは、住所変更や名義変更などの各種お手続き、入院時や罹災時の共済金のご請求、保障のご相談などについて、JA窓口にて対応しています。

JA共済では、満足度の向上をめざし、組合員・利用者の皆さまからのさまざまなご要望に窓口対応や電話対応などでお応えできるよう、スマイルサポーターの育成に努めています。



## JAのはじめて共済

ひと・いえ・くるまの保障のパンフレットなどの資料請求ができます。



## 全国のJAの連絡先

お近くのJA共済窓口の場所・連絡先などを検索できます。



## ご契約に関する電話相談サービス

## ●JA共済相談受付センター(JA共済連全国本部)

JA共済の契約に関するご相談は、ご加入のJAでお受けしています。JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしています。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご理解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。

コンサルタントはクミアイ  
フリーダイヤル **0120-536-093**

【受付時間】9時～18時(土日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

## ●一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

ご加入先のJAおよび「JA共済相談受付センター」にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、JA共済連が会員となっている一般社団法人 日本共済協会 共済相談所においても、ご相談などをお受けしています(ただし、自動車事故相手方への損害賠償に関わるものは、お取り扱いしていません)。

TEL **03-5368-5757**

【受付時間】9時～17時(土日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※健康・介護に関する相談サービス「健康・介護ほっとライン」については、P.32をご覧ください。

## 自動車共済にご契約のお車の事故や故障に関するフリーダイヤル安心サービス

事故等の場合には

## ●JA共済事故受付センター

ジコはクミアイ  
フリーダイヤル **0120-258-931**

24時間  
365日  
対応

※JAの営業時間内は、ご加入先のJAまでご連絡ください。※上記フリーダイヤルは、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

## ●夜間休日現場急行サービス

【受付時間】平日：17時～23時  
土日・祝日：8時～23時

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、対応員が事故現場に急行し、事故状況の聞き取りなどを行います。

レッカー移動や故障時の応急対応が必要な場合には

## ●JA共済サポートセンター

レッカーロードサービスはクミアイ  
フリーダイヤル **0120-063-931**

24時間  
365日  
対応

## ●夜間休日初期対応サービス

【受付時間】平日：17時～21時(対応は22時まで)  
土日・祝日：9時～21時(対応は22時まで)

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、初期対応専任のスタッフがご利用者さまからの相談対応や相手方への迅速な対応(事故受付の連絡・修理工場への連絡・代車の手配など)を行います。

## ●休日契約者面談サービス

【受付時間】  
金曜・祝前日：17時～0時  
土曜：終日  
日曜・祝日：0時～17時

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、休日面談専任のスタッフがご利用者さまを訪問し、事故に関するご質問・ご相談に親身にお応えします。

## ●レッカーサービス 24時間

事故または故障により自力走行不能となった場合について、レッカー車で現場へ急行し、最寄りの修理工場等までお車をけん引します。

## ●ロードサービス 24時間

故障・トラブルにより自力走行不能となった場合について、対応業者が現場へ急行し、お車の応急対応を行います。

※フリーダイヤル安心サービスについて、交通事情、気象状況等により、対応業者の到着に時間がかかる場合、またはサービスのご提供ができない場合があります。

※本資料はフリーダイヤル安心サービスに関するすべての内容を記載しているものではありません。サービスのご利用条件・範囲など、詳細については自動車共済の「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。



スマートフォンの方は、お車のトラブル時にアプリを利用すれば、JA共済の受付窓口へスムーズな連絡(事故受付、レッカー・ロードサービスの要請等)が可能です。

※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合にはご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。なお、通信料はご利用者さまのご負担となります。

# 国内外の協同組合と連携した取り組み

JA共済連は、協同組合の価値や役割などを広く伝えるとともに、国内外の協同組合間の連携により新たな価値を生み出し、協同組合運動を促進する取り組みを進めています。

## 国内の協同組合との連携

JA共済連では、国内のさまざまな業種の協同組合と連携を図り、協同組合運動を促進する取り組みに参画しています。

「協同組合が創る持続可能な未来～東日本大震災から5年の今、考える～」をテーマに開催された第94回国際協同組合デー記念中央集会(平成28年7月、東京)では、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の実現に向けて協同組合に期待される役割の重要性について討議がなされました。

また、JA共済連が加盟するIYC記念全国協議会で

は、東日本大震災の被災地を訪問し、復興の現状や協同組合(農協、漁協、森林組合、生協、医療生協、酪農組合等)による復興支援の取り組みについて理解を深める活動のほか、協同組合に関する教育拡大(大学で公開寄附講座の開設)や協同組合の認知度向上を図る活動(リーフレット等の企画・製作・配布)に取り組んでおり、JA共済連でもこれらの取り組みに積極的に参画しています。



「日本の協同組合」のリーフレット

### IYC記念全国協議会(国際協同組合年記念協同組合全国協議会)

国連は2012年を国際協同組合年として、協同組合運動を促進し、協同組合の役割に関して社会の認知度を高めるよう求めました。日本では、この取り組みを引き継ぎ発展させるため、2013年にIYC記念全国協議会が発足しました(平成29年5月現在、25組織)。

## 世界の協同組合との連携

JA共済連は、世界のさまざまな協同組合とも連携して、協同組合運動の振興に取り組んでいます。

協同組合の国際機関である国際協同組合同盟(ICA)、およびその共済・保険部門である国際協同組合保険連合(ICMIF)の会員として総会や各種委員会を通じて活動に参画する一方、ICMIFの地域協会であるアジア・オセアニア協会(AOA)ではJA共済連の理事長が会長職を務めるなど、協同組合国際機関で中心的な役割を果たしています。

これらの協同組合国際機関では、加盟各国の会員が連携して、貧富の格差拡大や気候変動といった世界共通のさまざまな課題の解消に向けた活動を展開していますが、共済・保険分野においては、開発途上国で貧困の連鎖を断ち切る

手段のひとつとして注目されている、低価格で加入可能なマイクロインシュアランスの普及活動に取り組んでいます。

この取り組みに対してJA共済連は、AOAが主催する会員相互交流(平成28年8月、フィリピン)に参加して現地の協同組合による事業戦略や普及活動への理解を深めるとともに、役職員を対象とした募金活動を行うなど、開発途上国の協同組合による共済・保険事業を積極的に支援しています。

また、「デジタル技術の活用」や「若年層による参加」といった課題に対する加盟各国の会員による取り組みを支援するため、JA共済連は、国内の他の共済団体とともにAOAセミナー(平成28年10月、東京)の現地主催者となり、専門家による講演や優良事例の紹介等を通じた情報発信や意見交換を行いました。

### ICA(国際協同組合同盟)

世界の協同組合運動を発展させることを目的に1895年に設立されました。組員約10億人を擁する世界最大のNGOで、国連の経済社会理事会やユニセフ等の諮問機関に登録されています(平成28年8月現在、101か国290組織)。

### ICMIF(国際協同組合保険連合)

ICAの専門機関のひとつとして、協同組合保険の発展に貢献することを目的に1922年に設立されました(平成28年10月現在、75か国290組織)。

### AOA(ICMIFアジア・オセアニア協会)

ICMIFの地域協会のひとつとして、アジア・オセアニア地域の協同組合保険運動の推進等を目的に、1984年に設立されました(平成29年1月現在、14か国47組織)。



AOA会員相互交流(フィリピン)の風景

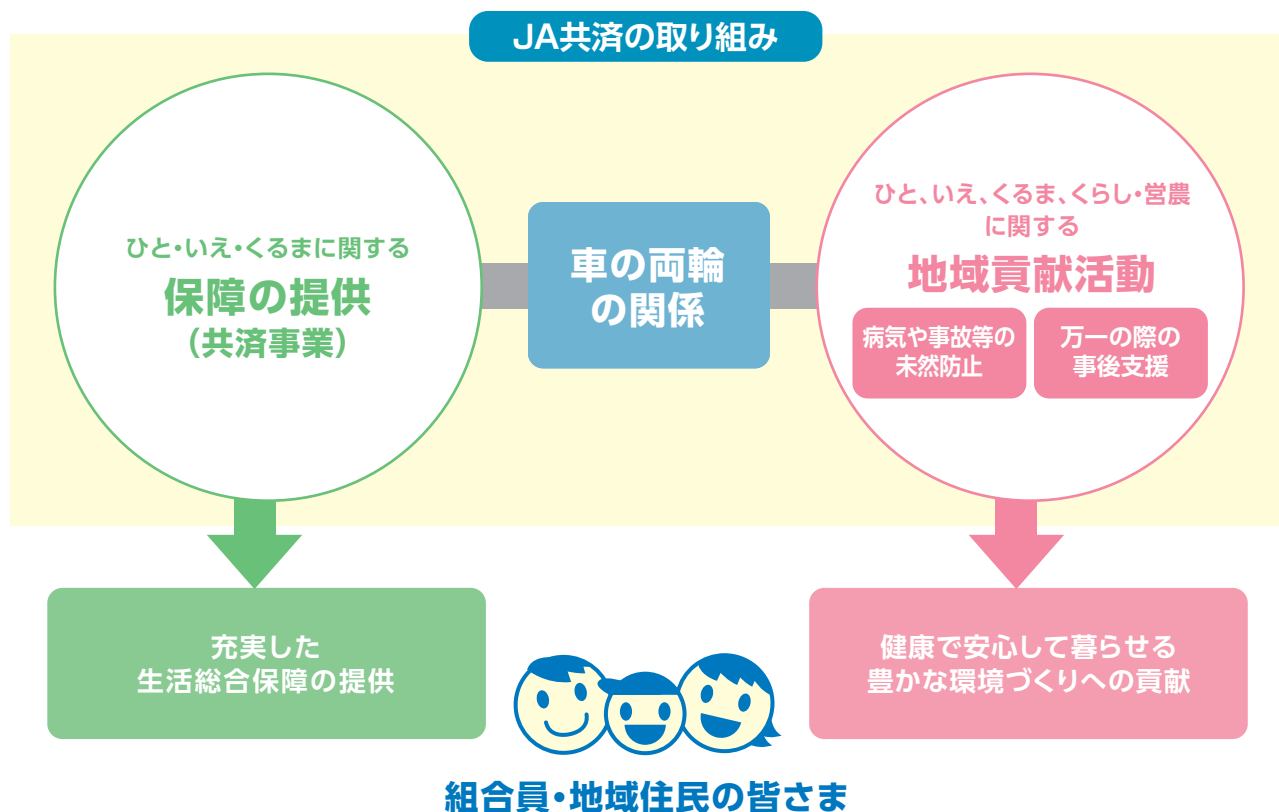


# 地域貢献活動への取り組み

## ～地域に暮らす皆さまが、健康で安心して暮らせるために～

JA共済が実施する保障の提供と地域貢献活動(病気や事故等の未然防止と万一の際の事後支援)は車の両輪の関係にあり、相互に機能することにより「安全・安心」の輪を広げてきました。

これからも保障の提供と地域貢献活動を通じて地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献していきます。



ひと

### 健康管理・増進活動

元気な生活を送るために役立つ、健康管理・増進活動をはじめ、介護・福祉活動などにも取り組んでいます。



いえ

### 災害救援／復興支援

自然災害などの被害にあわれたご契約者を対象とした救援活動で、生活の立て直しを支援しています。

※JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす場合に限りです。



くるま

### 交通事故対策活動

交通事故のない社会をめざして、交通事故の未然防止や交通事故被害者支援など、さまざまな活動に取り組んでいます。



くらし・営農

### 文化支援／環境保全活動

心の豊かさや絆の大切さを次世代へ伝えるために、地域に根ざした活動や文化支援活動を実施しています。



# 健康管理・増進活動



ずっと健康であるために

## ■レインボー体操

JA共済オリジナルの健康体操です。

心臓に負担をかけないやさしい動きで、全身の血液の流れをよくする体操です。立っても、座っても、寝てもできますので、体力に自信のない方、お年を召した方にも安全に行っていただけます。いろいろな音楽にあわせて楽しく体を動かしながら、病気予防・健康づくりができます。

平成28年度の参加人数 約26,900名



レインボー体操の風景

## ■笑い与健康教室

「笑い」が心や体によいということは医学的にも証明されつつあり、最近では病気の予防や治療においても注目されています。

JA共済では、健康増進活動のひとつとして「笑い与健康」の関係に着目したプログラムを開発し、「笑い」の効果とその仕組みについて学び、実際に体験する「笑い与健康教室」を開催しています。

平成28年度の参加人数 約7,200名



笑い与健康教室の風景

## ■健康・介護ほっとライン

生活習慣病予防や肥満などの健康相談、医療機関の情報提供、育児・介護などのご相談を専門スタッフがフリーダイヤルでお受けしています。

平成28年度の電話件数 約6,100件

### 健康・介護電話相談



0120-481-536

シアワセイチバン コンサルタント



無料 受付時間 24時間・365日

(ほっとちゃん)

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師  
(精神科・心療内科を除く)・栄養士による親身な対応

- 携帯電話やPHSからもご利用になれます。
- お名前は伺いませので安心してご利用ください。

## JA共済の宿泊保養施設 一覧

「契約者サービス」および「組合員に対する健康管理・増進活動への支援機能」として、全国14か所の宿泊保養施設を運営しています。

### ① 福島県・奥飯坂「摺上亭大鳥」※1

〒960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内24-3  
TEL.024-542-4184 客室数:59室

### ② 長野県天徳温泉「アスティかたおか」

〒399-0711 長野県塩尻市大字片丘字東山9215-1401  
TEL.0263-52-7600 客室数:26室

### ③ 長野県黒姫温泉「ホテルアスティくろひめ」

〒389-1303 長野県上水内郡信濃町野尻(黒姫山)3884-298  
TEL.026-255-3181 客室数:35室

### ④ 新潟県・鵜の浜温泉「鵜の浜ニューホテル」※1

〒949-3101 新潟県上越市大潟区雁子浜304  
TEL.025-534-2622 客室数:36室

### ⑤ 富山県・雨晴温泉「磯はなび」※1

〒933-0133 富山県高岡市太田88-1  
TEL.0766-44-6161 客室数:50室

### ⑥ 石川県・柴山温泉「ホテル翠湖」※1

〒922-0402 石川県加賀市柴山町し50  
TEL.0761-74-5588 客室数:21室

### ⑦ 愛知県・三河湾三ヶ根山「グリーンホテル三ヶ根」※1

〒444-0701 愛知県西尾市東幡豆町入会山1-287  
TEL.0563-62-4111 客室数:61室

### ⑧ 兵庫県・城崎温泉「あさぎり荘」※1

〒669-6101 兵庫県豊岡市城崎町湯島876  
TEL.0796-32-2921 客室数:35室

### ⑨ 和歌山県南紀白浜温泉「癒しの宿クアハウス白浜」

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町3102  
TEL.0739-42-4175 客室数:42室

### ⑩ 鳥取県・鳥取温泉「ホテルモナーク鳥取」※1

〒680-0834 鳥取県鳥取市永楽温泉町403  
TEL.0857-20-0101 客室数:116室

### ⑪ 鳥取県・はわい温泉「羽衣」※1

〒682-0715 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉21-1  
TEL.0858-35-3621 客室数:25室

### ⑫ 島根県・玉造温泉「ホテル玉泉」※1

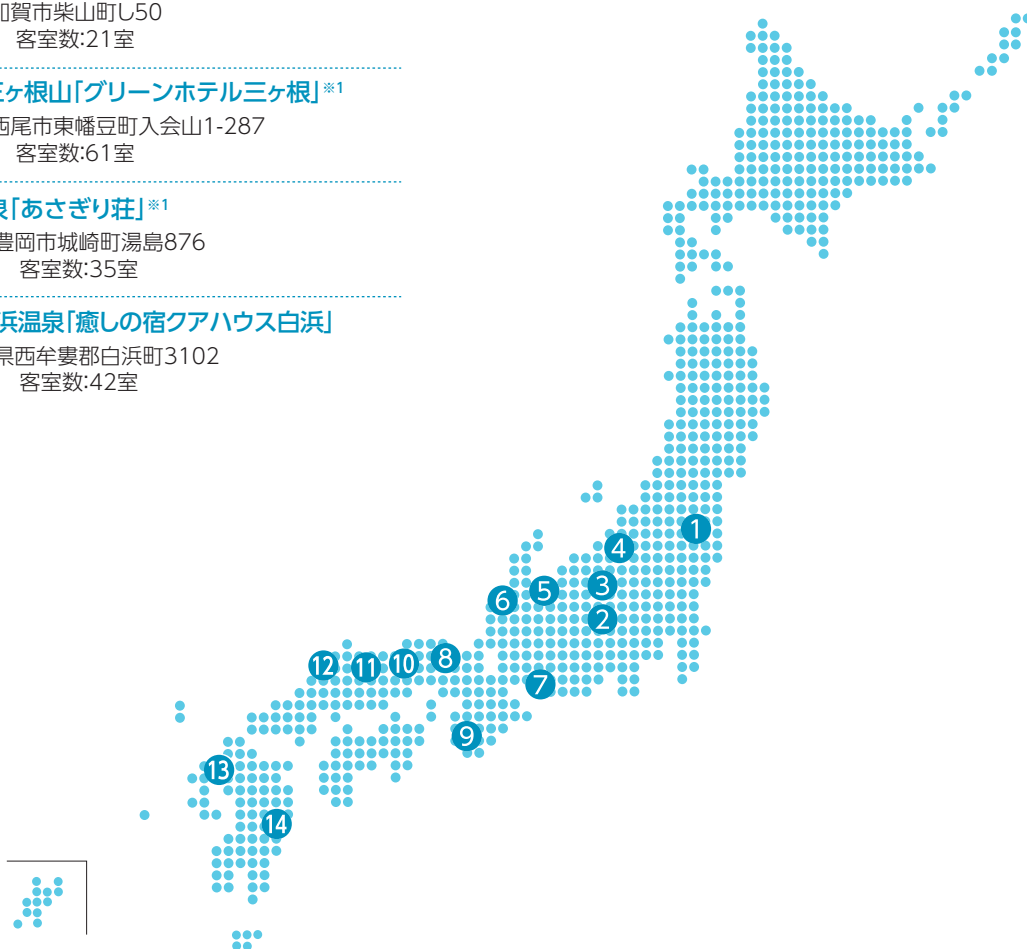
〒699-0201 島根県松江市玉湯町玉造53-2  
TEL.0852-62-0021 客室数:121室

### ⑬ 佐賀県・武雄温泉「ホテル春慶屋」※1

〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄7407  
TEL.0954-22-2101 客室数:24室

### ⑭ 宮崎県・日南海岸青島温泉「ホテル青島サンクマール」※1

〒889-2164 宮崎県宮崎市折生迫7408  
TEL.0985-55-4390 客室数:40室



(平成29年3月31日現在) ※1: JA共済連の子会社において営まれている宿泊保養施設です。 ※2: 山形県・天童温泉「紅葉苑」は現在休館中です。

# 災害救援／復興支援



## 災害にあわれた方のために

JA共済のご契約者さまとそこそご家族の生活を支援するため、「災害シート」の無償配布や、「仮設住宅」の無償貸与をしています。

※JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす場合に限りです。

### ■災害シート

自然災害などでお住まいが壊れてしまった方に、JAを通じて災害シートを無償で配布しています。東日本大震災、熊本地震などでも災害シートをお配りし、ご契約者さまとそこそご家族の、災害からの復興に向けたサポートをしました。

平成28年度の配布枚数 約13,900枚



災害シート 大きさ:3.6m×5.4m(12畳)

### ■仮設住宅

火災などでご自宅に居住できなくなった方に、仮設住宅を8か月間無料でお貸ししています。住宅だけでなくキッチン・トイレ・お風呂など、暮らしに必要な設備をあらかじめ備えています。

平成28年度の貸与棟数 約30棟



仮設住宅

## 復興支援

### ■早稲田大学への寄附講座

JA共済は、早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターと共同で、同大学の学生を対象に、東北地方の震災復興へのアプローチと農村の社会経済をテーマとする寄附講座を平成24年4月から開講しています。この講座は、震災の影響を受けた農村地域の諸問題について考えるとともに、実際に被災地に赴いて震災復興に向けた活動を行うことで、農村地域について体系的・実践的に学び、「絆」や「助け合い」の重要性に触れる機会を提供しています。



被災地でのフィールドワークの風景

### ■東北ユースオーケストラへの協賛

JA共済連は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県・宮城県・福島県出身の子どもたちで構成する東北ユースオーケストラ(代表・監督:音楽家の坂本龍一氏)の活動を支援しています。東北ユースオーケストラは、平成28年度、東京と福島県郡山市で演奏会を行い、数多くの観客を前に熱演を披露しました。JA共済連は、震災からの真の復興をめざすその活動趣旨に賛同するとともに、地域の助け合いや将来を担う子どもたちの活動を応援しています。



東北ユースオーケストラの公演風景



# 交通事故対策活動



## 交通事故を防ぐために

春と秋に実施される全国交通安全運動への参加をはじめとした、さまざまな交通安全活動を実施しています。自治体・警察などと連携した、世代別交通安全教室の開催や、交通安全資材・DVDの作製や寄贈などを通じて、地域の交通安全活動に積極的に取り組んでいます。

### 幼児向け

#### ■JA共済アンパンマン交通安全キャラバン

「JA共済アンパンマン交通安全キャラバンカー」が全国を巡回し、楽しいショーを通じて幼児に交通ルールを伝えます。

小さなお子さまに絶大な人気を誇るJA共済のイメージキャラクター「それいけ!アンパンマン」。荷台部分がステージになるキャラバンカーで全国を巡回して行うステージショーは幼児や保護者に好評です。ショーを通じて交通安全を呼びかけ、親子で交通安全について考える時間を提供しています。

(監修:一般財団法人 日本交通安全教育普及協会)

©やなせたかし/ブレーベル館・TMS・NTV



ステージショーの風景

平成28年度の参加人数 約172,900名

#### ■親と子の交通安全ミュージカル

##### 「魔法園児マモルワタル」

就学前の幼稚園・保育園児と保護者を対象とした、ミュージカル形式の交通安全教室を全国各地で開催しています。

このミュージカルは、舞台の上の横断歩道で園児が実際に体験できるなど、客席の園児、保護者の皆さんと舞台がひとつになって、楽しみながら交通ルールを学べる構成となっています。

(後援:内閣府、警察庁、国土交通省 推薦:一般財団法人 全日本交通安全協会)



ステージショーの風景

平成28年度の参加人数 約13,400名

### 生徒向け

#### ■自転車交通安全教室(中・高生対象)

～警察等と連携した交通事故対策活動～

中学校や高等学校で行われる交通安全教室の際、危険な自転車走行にともなう交通事故の実演(スタントマン)により、生徒に危険性を疑似体験させる教育事業(スケアード・ストレイト教育技法)の推進を支援しています。



スタントマンによる衝突事故の実演

平成28年度の参加人数 約94,200名



## シルバー世代向け

### 交通安全教室

高齢者の交通事故を防ぐために、「シルバー世代向け交通安全教室」を開催しています。JA共済オリジナルの「交通安全落語」で笑いながら交通安全の意識を高め、「レインボー体操」で身体機能の低下を予防。誰でも楽しく参加できる内容になっています。

平成28年度の参加人数 約18,800名



交通安全落語の風景

### 安全運転診断

高齢ドライバーの交通事故を防ぐために、ドライビングシミュレーター搭載車両「きずな号」を全国7か所に配置し、巡回型の安全運転診断を行っています。過去の事例を参考に、事故を起こしやすい場面を再現したドライビングシミュレーターを使い、約5分間の講習で安全運転のアドバイスが受けられる内容となっています。

平成28年度の参加人数 約4,900名



ドライビングシミュレーターを使った安全運転診断の風景

## その他

### 交通安全ムービーの無償提供

交通安全などを楽しみながら学んでいただくため、JA共済地域貢献活動のホームページ(<http://social.ja-kyosai.or.jp>)にて動画を提供しています。

#### ● 小学生(保護者)向け

歩行中や自転車乗中の交通安全について、小学生の発達段階にあわせて楽しく学ぶことができます。また保護者向けの映像ではご家庭で指導するポイントを解説します。



#### ● 高齢者向け

ドラマ仕立ての2作品。高齢者があいやすい交通事故や振込め詐欺被害を防止するため、ドラマ仕立てで親しみやすく解説します。



## 交通事故被害者の社会復帰のために

### ■「介助犬」の育成と普及への取り組み

JA共済では、交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。

障がいのある方の自立と社会参加への支援に力を入れ、介助犬育成を手がける社会福祉法人日本介助犬協会の事業支援や、日本唯一の学術団体であるNPO法人日本補助犬情報センターへの研究支援を実施しています。また、介助犬の受け入れに対する理解を促進するために介助犬によるデモンストレーション「ガンバレ!介助犬!JA共済はたらくワンワンランド!」を開催しています。



はたらくワンワンランドの風景

平成28年度の参加人数  
(はたらくワンワンランド) 約9,300名

### ■社会復帰支援のためのリハビリテーションセンター

静岡県の中伊豆と大分県の別府に交通事故等による身体障がい者の社会復帰支援を目的としたリハビリテーションセンターを開設しています。

これら2つのリハビリテーションセンターは、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設です。

1973年の設立以来、「身体障がい者のしあわせ」と「福祉社会の建設に寄与すること」を理念として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。

#### ● 社会福祉法人 農協共済 中伊豆リハビリテーションセンター



・敷地面積／162,613㎡  
・建物床面積／25,332㎡  
・利用定員／障害者支援施設134名、病院(回復期リハ病棟)110床、障害者短期入所事業7名、障害福祉サービス事業所20名(通所)、通所リハビリテーション事業100名 ・職員数／369名

#### ● 社会福祉法人 農協共済 別府リハビリテーションセンター



・敷地面積／151,984㎡  
・建物床面積／40,644㎡  
・利用定員／障害者支援施設80名、病院(回復期リハ病棟)116床、障害福祉サービス事業所40名(通所)、通所リハビリテーション事業130名  
・職員数／293名

## 交通安全に関連するその他の取り組み

JA関連医療機関の救急医療およびリハビリ医療の充実を図ることにより、交通事故被害者の救命や交通事故障がい者の社会復帰の支援を行っています。

このほか全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進運動など交通事故防止対策活動への協賛を実施しています。

また、交通事故被害者の被害軽減・救命率向上等に寄与するドクターヘリの普及促進支援も実施しています。東日本大震災では、全国から集結したドクターヘリが、孤立した病院の患者の救出など、被災者救援に貢献しました。



全国交通安全運動ポスター

JA共済の交通安全の取り組みの一部は、自賠責共済の運用益を活用して実施しています。

## 文化支援／環境保全活動

JA共済では、心の豊かさ、地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の理念である相互扶助(助け合い)の精神をお伝えするため、文化支援活動を展開しています。

### 次世代の子どもたちの書道文化・交通安全への関心を育むために

#### ■書道・交通安全ポスターコンクール

毎年、小・中学生を対象に開催している書道・交通安全ポスターコンクールは、全国でも最大級の規模であり、平成28年度の第60回書道コンクールには、142万点を超える応募が、第45回交通安全ポスターコンクールには、16万点を超える応募がありました。

JA共済では、小・中学生の皆さんに助け合いと思いやりの気持ちを伝え、交通安全への関心を高めてもらうために実施しています。



農林水産大臣賞  
中2 東 拓真さん



内閣府特命担当大臣賞  
小4 福井 麻椰さん



### 地球環境を守るために

#### ■リボンキャンペーン

JA共済では資源の有効活用と地球環境保護を目的として、自動車の修理や車検の際、自動車の損傷箇所を新品に交換するのではなく、補修やリサイクル部品をご利用いただくよう啓発活動を行っています。



リボンキャンペーン告知ポスター



# 各都道府県本部独自の地域貢献活動

安全で安心して暮らせる地域社会をめざして地域の特性を活かしたさまざまな活動を実施しています。

## 各都道府県本部独自の地域貢献活動の一例

● 職員による街頭での交通安全啓発活動



● 地域の特性を活かした交通安全教室



● 職員による交通遺児のための募金活動



● 職員による農作物収穫のボランティア



● 地域住民のための購売・移動支援



● 職員による清掃活動



● 担い手育成のための、学校への実習用農機具の寄贈



● 職員による森林保全活動



● 各種スポーツ大会への協賛



● 地元警察署や交通安全協会などへの資材の寄贈





# JA共済Q&A

日頃皆さまからいただいている、主なお問い合わせにお答えします。

## Q JA共済の契約者保護はどうなっているのですか？

**A** JAおよびJA共済連は、健全な事業運営を行うとともに、ご契約者さまに不利益の生じることがないように努めています。

万一、窓口となっているJAの経営が困難に陥った場合には、他のJAとJA共済連が共同して、またはJA共済連が単独でご契約をお引き受けすることにより、保障を継続いたします。

共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしています。



## Q JA共済には農家組合員以外の人でも加入できるのですか？

**A** 組合員には「正組合員(農家組合員)」と「准組合員」の2種類あり、農家組合員以外の方のご利用に際しては「准組合員」になる方法と「員外利用(組合員にならずに利用)」する方法があります。

准組合員になるには、JAの協同組合運動にご賛同いただいたうえで、出資金をお支払いいただくことが必要となります。准組合員になられた方は、JA共済だけでなく、JAの他の事業も農家組合員と同様にご利用いただくことができます。

また、員外利用とは、農協法により、組合員以外の事業利用が一定の範囲内で認められているものであり、JAごとに組合員の利用高の2割まで、組合員以外の皆さまにも出資金不要でご利用いただけます。

詳しくは、お近くのJAにお問い合わせください。

■ **農協法** 農業協同組合法。昭和22年11月19日公布。JAや連合会などが事業を行う根拠となる法律。

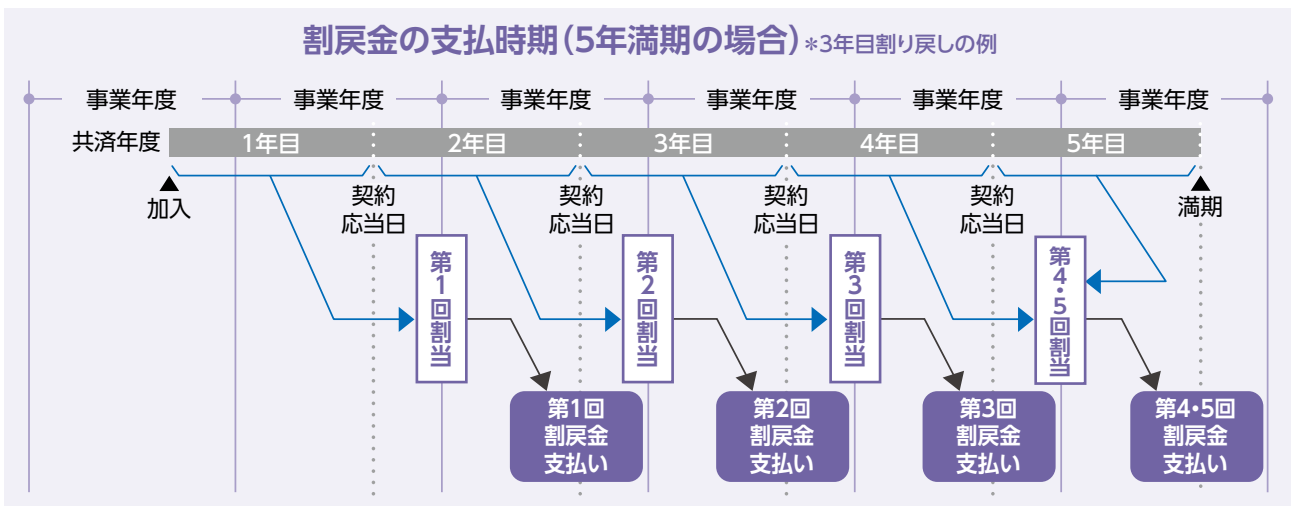
## Q JA共済の割戻金の仕組みはどのようになっているのですか？

A

生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う共済（長期共済）の共済掛金は、あらかじめ予定した計算基礎に基づいて設定しています。

この計算基礎は、統計上の危険率に基づき算定した「予定危険率」、満期などに向けて積み立てる積立金の運用をあらかじめ見込んだ「予定利率」、共済事業運営に必要な経費に充てるための「予定事業費率」から成り立っています。

「割戻金」は、上記の計算基礎による予定の率と決算による実績との差（危険差損益・利差損益・費差損益）を精算し、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて公平にご契約者の皆さまにお返しするものです。



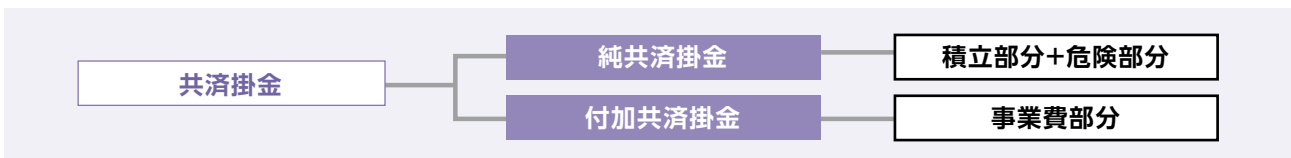
※ご契約の共済種類によっては、割戻金の支払時期が上図と異なるものがあります。

### ■ 共済掛金の構成と三利源

共済掛金は、純共済掛金（積立部分+危険部分）と付加共済掛金（事業費部分）で構成されます。

- 1 積立部分** 将来の共済金の支払いに備えて毎年積み立てられる部分。  
積立金は運用され、予定利率に基づく運用益と、実際の運用益の差を「利差」といいます。
- 2 危険部分** 危険にかかる共済金の支払財源となる部分。統計から算出した危険率に基づいて決められます。  
統計上の危険率に基づき予定していた支払共済金と実際の支払共済金の差を「危険差」といいます。
- 3 事業費部分** 共済事業を行ううえでの経費部分。  
予定していた経費と実際にかかった経費の差を「費差」といいます。

ご契約者への割戻金は、これら3つの部分（三利源）の剰余から支払われます。



### ■ 三利源の剰余と割戻金

JA共済では、三利源から生じた利益から、将来の共済金支払を確実に行うために必要な異常危険準備金等の準備金を積み立てた後の剰余については、共済約款・共済掛金率審議委員会\*により定められた基準に従い、利差・危険差の100%、費差の20%以上を契約者割戻準備金に積み立て、ここから割戻金をお支払いしています。

※共済約款・共済掛金率審議委員会とは、共済契約者の代表、JAの代表および学識経験者で構成され、共済契約者の利益保護を目的に共済約款および共済掛金に関する事項の審議等を行う委員会です。

